



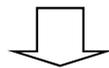
平成26年10月31日  
岡山市消費生活センター

## 津高地区で高額な火災報知器を 売りつけられるトラブルが発生！！

### 事例：

「近所で工事をするので騒がしくなる。」と作業着姿の男性がアパートに訪ねてきた。

突然、「火災報知器は設置しているか」と言われ、言われるがままに強引に5万円の火災報知器を売りつけられた。領収書もなく連絡先も分からない。  
(20代学生、男性)



### ★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ 断りにくくなるので、安易に家に入らせずに対応しましょう。
- ・ 慌てて契約せずに、賃貸物件の場合、大家さんや管理会社などに相談してください。
- ・ 訪問販売の場合は契約書をもらってから8日以内であれば、クーリング・オフ(契約解除)ができるので、契約する際には必ず契約書、領収書を請求しましょう。
- ・ 少しでも不審に感じたら、消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時